

障 障 発 0 6 2 6 第 1 号
平成 2 4 年 6 月 2 6 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等
の取扱いについて」の一部改正について

標記については、所得税及び個人住民税の扶養控除の見直しに伴い、「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の一部を別添のとおり改正したので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。